Ⅰ　利用上の注意

1　調査の目的

商業統計調査は、我が国の商業の実態を明らかにすることを目的としている。

2　調査の根拠

商業統計調査は、統計法（昭和２２年法律第 18 号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第２３号）であり、商業統計調査規則（昭和２７年通商産業省令第 60 号）により実施されている。

3　調査の期日

平成１４年６月１日現在

4　調査の範囲

商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類「大分類 J―卸売・小売業」に属するすべての事業所について実施した。

ただし、次に掲げるものは調査の対象とはしない。

（１）駅の改札口内、劇場内、運動競技場内、有料道路内など料金を支払って出入りする有料施設内の事業所（ただし、有料の公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所は対象とする。）

（２）卸売・小売業以外の事業活動も併せて行っており、そのうちの一つの収入額が卸売・小売の販売額を上回っている事業所

5　調査の単位

商業を営んでいる場所ごとに、その事業所を調査単位とする。従って同一経営者が数か所に店舗を持っている場合は、その店舗ごとに調査の対象とする。

6　調査事項及び調査票の様式

本書巻末に掲げた商業調査票、商品分類表などを用いて調査を行なった。

7　調査方式

商業統計調査の調査方式は次のとおりである。

（１）調査員調査

対象事業所が自ら調査票に記入する方法（自計方式）による調査方式

（２）本社等一括調査

商業企業の本社・本店などの傘下事業所の調査票を一括して作成し、経済産業省又は都道府県へ直接提出する調査方式

8　用語の説明

（１）事業所（商業事業所）

原則として、一定の場所すなわち一区画を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

（２）卸売業

主として次の業務を行なう事業所をいう。

① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
② 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量または多額に販売する事業所
③ 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院、レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）などを販売する事業所
④ 製造業の会社が別の場所に経営している自社製品の卸売事業所（主として統括的・管理的事務を行っている事業所を除く）
例えば、家電メーカーの支店、営業所が自社製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。
⑤ 商品を卸売りし、かつ同種商品の修理を行なう事業所
修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業でなく卸売業とする。
⑥「代理商、仲立業」とは、主として手数料を得て他の事業所のために商品の販売の代理または仲立を行なう事業所をいう。代理商、仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

（3）小売業
主として次の業務を行なう事業所をいう。
① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行なう事業所
なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。
ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業（サービス業（他に分類されないもの））である。
この場合、修理のための部品などを取り替えても、商品の販売とはしない。
④ 製造小売事業所（自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。
⑤ ガソリンスタンド
⑥ 主として無店舗販売を行なう事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行なうための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信･カタログ販売の事業所）で､主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所
⑦ 別経営の事業所
官公庁、会社、工場、団体、劇場、遊園地などの中にある売店で他の事業所によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

（4）従業者及び就業者
従業者とは、平成14年6月1日現在でその事業所の業務に従事している者「個人事業主及び無給家族従業者」、会社・団体の「有給役員」及び「常用雇用者」の計をいい、就業者とは、従業者に「臨時雇用者」及び「出向・派遣受入者」を併せたものをいう。
①「個人事業主及び無給家族従業者」とは、「個人事業主」は個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者、「無給家族従業者」は個人事業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。
②「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。
③「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいう。

ア　期間を定めずに雇用されている者
イ　１か月を超える期間を定めて雇用されている者
ウ　ア、イ以外の雇用者のうち、平成１４年の４月、５月のそれぞれの月に 18 日以上雇用されていた者

④「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で１か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

⑤「出向・派遣受入者」とは、人材派遣会社など別経営の事業所から派遣されている人をいう。

⑥「パート・アルバイト等の８時間換算雇用者数」とは、パート・アルバイト等従業者について平均的な１日当たりの労働時間である８時間に換算したもの。

（５）年間商品販売額

平成 13 月 4 月 1 日から平成 14 月 3 月 31 日までの 1 年間の商品販売額（各事業所の卸売・小売部門の販売額の計）で、消費税を含む。

（６）その他の収入額

平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの 1 年間の修理料、仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商品販売以外の事業の収入額を合計したもので、消費税額を含む。

・修理料

商品を販売するかたわら、販売商品に関連した修理を行なっている場合の収入額をいう。

・仲立手数料

他人又は他の事業のために仲立人として卸売業の商品売買のあっせんを行い、その仲立行為から得た手数料収入額をいう。

（７）　商品手持額

平成 14 年 3 月末日現在、販売目的で保有している全ての手持商品の金額（仕入れ時の原価）をいい、製造小売業で所有している原材料及び半製品も含む。

（８）商品販売形態（小売業のみ調査）

・自動販売機による販売

商業事業所が管理している自動販売機で、商品を販売した場合をいう。

・その他

「店頭販売」、「訪問販売」、「通信・カタログ販売」、「自動販売機による販売」以外の販売形態で商品を販売した場合をいい、ピザの宅配、仕出し屋、料理品材料の宅配、生活協同組合の「共同購入方式」や新聞、牛乳などの月極販売がある。

（９）セルフサービス方式（小売業のみ調査）

セルフサービス方式とは、以下の３つの条件を兼ね備えている場合をいう。

①商品が無包装、あるいはプリパッケージされ、値段が付けられていること。

②備え付けの買物カゴ、ショッピングカートなどで客が自由に商品を取り集められる形式をとっていること。

③売場の出口などに設けられた勘定場で客が一括して代金の支払いを行う形式をとっていること。

「セルフサービス方式採用」とは、売場面積の５０％以上についてセルフサービス方式を採用している事業所をいう。

(10) 売場面積（小売業のみ調査）

平成14年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積をいう。（ただし、倉庫、事務室、階段等の施設部分や、食堂、喫茶店等の事業部分は含まない。）

なお、牛乳小売業、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業並びに訪問販売、通信・カタログ販売等で売場面積の無い事業所については、売場面積を調査していない。

(11) 営業時間（小売業のみ調査）

平成14年6月1日現在の開店から閉店までの時間をいう。

ただし、牛乳小売業及び新聞小売業の事業所については、調査していない。

(12) 来客用駐車場（小売業のみ）

平成14年6月1日現在で、来客の自動車を一時的に保管できる場所をいう。なお、ガソリンスタンドは調査していない。

ア　「専用駐車場」とは、自己所有又は契約などにより、その事業所が単独で使用できる来客用駐車場をいう。

イ　「共用駐車場」とは、他の事業所と共用で使用しており、その事業所が単独で使用できる区画が明確になっていない来客用の駐車場をいう。

ウ　「収容台数」とは、満車の状態で収容できる台数をいい、１日の延収容台数ではない。

(13) チェーン組織（小売業のみ）

チェーン組織の区分については、次のとおり。

ア　フランチャイズ・チェーン加盟事業所

事業所（フランチャイジー）が他の事業所（フランチャイザー（本部））との間に契約を結び（加盟）、フランチャイザーの商標や経営のノウハウを用いて、同一イメージのもとに商品の販売等を行っている事業所をいう。

イ　ボランタリー・チェーン加盟事業所

事業所が同一業種の事業所どうしで本部を中心に共同仕入れ、配送、宣伝、売り出しなどを行なう共同事業に加盟している事業所をいう。

ウ　いずれにも加盟していない事業所

上記ア、イに含まれない事業所をいう。例えば、レギュラー・チェーン（直営店）、自動車メーカーの特約店、家電メーカーの販売店、元卸系のガソリンスタンドなど

(14) 電子商取引

「電子商取引」とは、「商取引（経済主体間での財の商業的移転に関わる受発注者間の物品、サービス、情報、金銭の交換）のうち、物品の受発注に係る業務について一部でもコンピューターを介したネットワーク上で行っていること」をいう。

電子商取引については、法人事業所のうち、「単独事業所」、「本店」を取り出し、傘下の商業事業所について集計を行なった。

9　産業の格付けについて

各事業所がどの産業に格付けされるかは、原則的には、その事業所の販売品目のうち最も売上げの大きい品目によって決定する。

ただし、販売商品などが一定の条件を満たす場合は、次のような特殊な産業に格付けされる。

（1）「4911 各種商品卸売業」

別表１の生産財、資本財、消費財の３財にわたる商品を販売していて、各財の販売額が卸売販売額10%

以上で従業者が 100 人以上の事業所

（2）「4919 その他の各種商品卸売業」

別表１の生産財、資本財、消費財の３財にわたる商品を販売していて、各財の販売額が卸売販売額の 50％未満で、従業者が 100 人未満の事業所

別表１

	生　産　財	資　本　財	消　費　財
商品分類 (小分類)	501 繊維品(衣服、身の回り品を除く) 522 化学製品 523 鉱物・金属材料 524 再生資源	521 建築材料 531 一般機械器具 532 自動車 533 電気機械器具 539 その他の機械器具	502 衣服・身の回り品 511 農畜産物・水産物 512 食料・飲料 541 家具･建具･じゅう器等 542 医薬品・化粧品等 549 他に分類されない卸売

（3）「5497 代理商、仲立業」

卸売業に格付けされた場合に年間商品販売額と「その他の収入額」の「仲立手数料（割合から金額を算出）」を比較して仲立手数料が多い事業所（平成１１年調査までは、「商品販売額」、「商品手持額」のない仲立行為専業の場合のみ「5497 代理商、仲立業」に格付けしてきた。）

（4）「5511 百貨店、総合スーパー」

別表２の衣、食、住にわたる各種商品を小売りしていて、そのいずれも小売販売額の 10%以上 70%未満で従業者が 50 人以上の事業所

（5）「5599 その他の各種商品小売業(従業者が常時 50 人未満のもの)」

別表２の衣、食、住にわたる商品を小売りしていて、そのいずれも小売販売額の 50%未満で、従業者が 50 人未満の事業所

別表２

	衣	食	住
商品分類 (中分類)	56 織物･衣服･身の回り品	57　飲食料品	58 自動車・自転車 59 家具･じゅう器･機械器具 60 その他

（6）「5711　各種食料品小売業」

中分類「57 飲食料品小売業」の中で、小分類「572～579」のうち、３つ以上の小分類に該当する商品を小売りし、そのいずれも飲食料品小売販売額の 50%未満の事業所

（7）「5791 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」（新設）

日本標準産業分類の改訂（平成 14 年３月７日総務省告示）に伴い、「57 飲食料品小売業」に「5791 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」が新設されたため、商業統計調査においては産業分類別表章を行なっている。なお、産業分類によるコンビニエンスストアと業態分類によるコンビニエンスストアの定義には以下の相違があるので利用にあたっては留意されたい。

コンビニエンスストアの定義

項　　目	産 業 分 類	業 態 分 類
格付け等	「57 飲食料品小売業」	飲食料品を扱っていること
ｾﾙﾌｻｰﾋﾞｽ方式	採 用	採 用
売り場面積	30 ㎡以上 250 ㎡未満	30 ㎡以上 250 ㎡未満
営業時間	14 時間以上	14 時間以上

１０　変更内容等について

(1)日本標準産業分類（平成 14 年 3 月 7 日総務省告示）に伴い、産業分類別の統計表は新産業分類で集計した。なお、前回値（平成 11 年値）については新分類の定義に合わせて組替えている。このため、平成 11 年の公表値とは一致しない。

(2)国及び地方公共団体に属する事業所（給食センター、政府刊行物センター等）が今回調査から調査対象となった。

(3)総合農協の同一構内（建物）に農協と農協の直営購買店舗がある場合、これまで小売業の対象として調査してきたが、複合サービス業に分類されるため平成 14 年調査では対象外とした。

(4)平成１４年商業統計調査結果のうち、小売業を営む事業所について、次表の「業態分類表」のとおり、業態区分の定義に従って再集計している。なお、平成１４年調査において業態定義の見直しを行っており、平成１１年の数値を平成１４年の定義に合わせて組替えてある。

１１　統計表について

(1) 統計表中の「－」は該当数値なし、「０」及び「0.0」は四捨五入による単位未満、「▲」はマイナスの数値を表している。「Ｘ」は１又は２の事業所に関する数値で、これをそのまま掲載すると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であるが、３以上の事業所に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿している。

(2)「年間商品販売額」、「その他の収入額」の数値については、百万円単位で金額を表示している場合は、四捨五入の関係で積み上げた数値とその合計値は必ずしも一致しない。

(3) 本文中及び統計表中の「構成比」については、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

１２　問い合わせ先

内容についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

石川県県民文化局県民交流課
統計情報室　経済産業グループ　　TEL　０７６-２２５-１３４２
FAX　０７６-２２５-１３４５
E-MAIL：toukei@pref.ishikawa.jp

商業統計調査結果はインターネットでもご覧いただけます。
アドレス　http://toukei.pref.ishikawa.jp

別 表 3　　業 態 分 類 表

区　　分	セルフ	取 扱 商 品	売 場 面 積	営業時間	備　　考
1. 百　　貨　　店					衣・食・住にわたる商品を小売りし、それぞれが小売販売額の10％以上70％未満の範囲内にある事業所であって、従業者が50人以上の事業所。
1大型百貨店	×		3000㎡以上(都特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		
2その他の百貨店			3000㎡未満(都特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
2. 総 合 ス ー パ ー					
1大型総合スーパー	○		3000㎡以上(都特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		
2中型総合スーパー			3000㎡未満(都特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
3. 専 門 ス ー パ ー					
1衣料品スーパー	○	衣が70％以上	250㎡以上		
2食料品スーパー		食が70％以上			
3住関連スーパー		住が70％以上			
うちホームセンター		住関連スーパーのうち5991+5992+6022が70％未満			
4. コンビニエンスストア	○	飲食料品を扱っていること	30㎡以上250㎡未満	14時間以上	産業「5791コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」以外も含む。
うち終日営業店				終日営業	
5. ドラッグストア	○	産業「601」であって6011を扱っていること			
6. その他スーパー	○				2,3,4,5以外のセルフ店
うち各種商品取扱店					
7. 専　　門　　店					
1衣料品専門店	×	561,562,563,564,5691,5692,5699のいずれかが90％以上			
2食料品専門店		572,573,574,575,576,577,5792,5793,5794,5795,5796,5797,5799のいずれかが90％以上			
3住関連専門店		5811,5812,5813,5814,582,591,592,599,601,602,603,604,605,606,607,6091,6092,6093,6094,6095,6096,6097,6099のいずれかが90%以上			
8. 中　　心　　店					7に該当する小売店を除く。
1衣料品中心店	×	衣が50%以上			
2食料品中心店		食が50%以上			
3住関連中心店		住が50%以上			
9. その他の小売店	×				1,7,8以外の非セルフ店
うち各種商品取扱店					

注1:セルフとは、売場面積の50％以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。
注2:取り扱い商品の衣食住とは、商品分類番号2桁で衣(56)、食(57)、住(58～60)に分類して集計したものをいう。
注3:「ホームセンター」及び「ドラッグストア」は平成14年調査より新業態として区分。